

児童手当の制度が令和6年10月分（12月支給）より一部変更になります。

申請が必要な場合と不要な場合があります。
必ず裏面の必要な手続きをご確認ください。

1. 変更内容

①支給対象世帯拡大

高校生年代（平成18年4月2日以降生まれ）までの児童がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限撤廃

③多子加算の拡充

第3子以降の児童1人当たりの支給額が一律3万円になります。

④算定児童の年齢拡充

経済的負担がある大学生年代（平成14年4月2日以降生まれ）までの子をカウント。

⑤支給回数を年6回に変更

支払日は2月、4月、6月、8月、10月、12月の7日（7日が土・日・祝日にあたるときは直前の営業日）となります。

2. 手当月額

児童の年齢	一人当たりの月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	30,000円
大学生年代	なし（算定児童としてのカウントのみ）	なし（算定児童としてのカウントのみ）

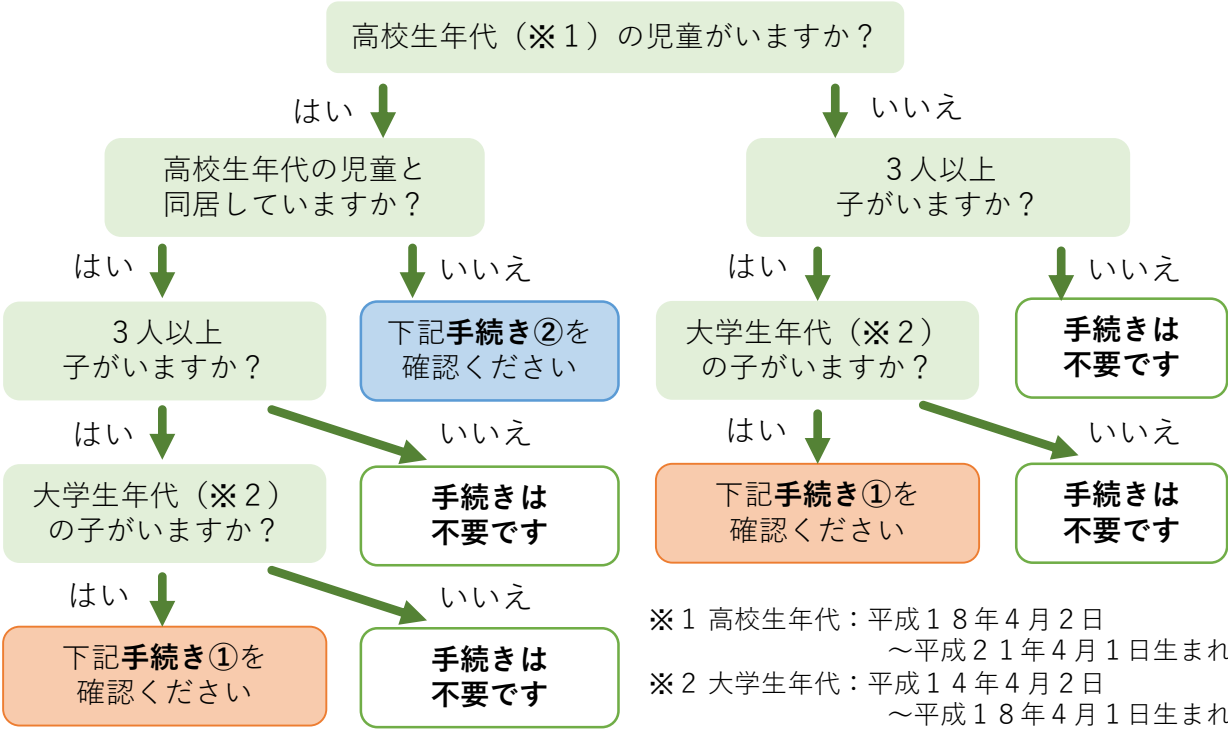
3. 申請期限

令和6年10月31日（木）必着

※期限内に申請された場合は10月・11月分の手当を令和6年12月6日に支給します。期限を過ぎて提出された場合は令和7年1月以降に10月分まで遡って支給します。申請の最終期限は令和7年3月31日（月）必着です。

大切なお知らせ（うら面）

4. 必要な手続き



5. 提出書類

手続き①

「額改定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出ください。

手続き②

福祉課福祉担当（0156-25-2216）までご連絡ください。必要な手続きを案内します。

※申請書類の様式はホームページに掲載しています。

6. 申請方法

窓口申請	福祉課窓口に申請書類を用意しています。お子さんの住民登録が町外にある場合は、お子さんのマイナンバーが分かるものをお持ちください。
郵送申請	申請書類一式をお送りしますので福祉課福祉担当（0156-25-2216）までご連絡ください。

お問い合わせ

〒089-3797 足寄町北1条4丁目48番地1
足寄町役場 福祉課 福祉担当
電話 0156-25-2216（平日8：35～17：05）